様式第５号（第６条関係）

国企政第　　　　号

　　年　　月　　日

　様

　国頭村長

国頭村移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書

　国頭村移住支援金交付要綱第６条の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金　　　　　　　　　　円

○振込予定日　　　　年　　月　　日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた口座に振り込みます。

（備考）

１　国頭村移住支援金交付要綱の規定に基づき、次の場合には移住支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、取り消された交付決定者に全額又は半額の返還請求を行います。

　・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

・申請日から３年未満に本村から転出した場合：全額

・申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

・沖縄県起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

・申請日から３年以上５年以内に本村から転出した場合：半額

２　国頭村移住支援金交付要綱の規定に基づき、国頭村移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考１に定める返還請求を行う場合があります。

３　【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げの適用について

・この通知書は【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

　・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

　・移住支援金を受領した方に対する【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から５年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

４　株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

　・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード |  |